

調達公告

一般競争入札を行うので、地方自治法施行令（昭和22年政令第16号。以下「政令」という。）第167条の6第1項及び地方公共団体の物品等又は特定役務の調達手続の特例を定める政令（平成7年政令第372号）第6条の規定に基づき、次のとおり公告する。

令和7年6月27日

鳥取県知事 平井伸治

1 調達内容

(1) 借入物品の名称及び数量

ガスクロマトグラフ質量分析装置の借入及び保守業務 一式

(2) 借入物品の仕様

入札説明書による。

(3) 借入期間

令和7年12月1日から令和17年11月30日まで

(4) 納入期限

令和7年11月28日

(5) 納入場所

入札説明書の仕様書のとおり

(6) 入札方法

ア 入札は、紙入札により行うものであること。

イ 入札書には、借入期間の総賃借料（定期点検に係る費用を含み、消費税及び地方消費税の額を含めた金額とする。）を記載すること。併せて、課税事業者にあっては、内訳として消費税及び地方消費税の額を記載すること。

また、各年度の支払金額が分かるよう、年度ごとの支払金額を併記すること。

ウ 契約に当たっては、入札書に記載された金額をもって契約金額とする。

2 入札参加資格

本件入札に参加する資格を有する者は、次に掲げる要件を全て満たす者とする。

(1) 政令第167条の4の規定に該当しない者であること。

(2) 令和6年鳥取県告示第507号（物品等の売買、修理等及び役務の提供に係る調達契約の競争入札参加者の資格審査の申請手続等について）に基づく競争入札参加資格（以下「競争入札参加資格」という。）を有するとともに、その業種区分が他の貸借のその他に登録されている者であること。

なお、本件入札に参加を希望する者であって、競争入札参加資格を有していないもの又は当該業種区分に登録されていないものは、鳥取県競争入札参加資格審査事務取扱要綱（昭和40年1月30日付発出第36号）第5条第1項に規定する競争入札参加資格者名簿（以下「競争入札参加資格者名簿」という。）への登録に関する申請書類を令和7年7月2日（水）正午までに原則としてとつとり電子申請サービスにより4の(2)の場所に提出すること。この際、本件入札に参加するための申請書類であることを、当該申請書類の提出後速やかに4の(2)の場所に必ず連絡すること。

(3) 本件調達の公告日から開札日（再度入札を行う場合にあっては、再度入札の開札日）までの間のいずれの日においても、鳥取県指名競争入札参加資格者指名停止措置要綱（平成7年7月17日付出第157号）第3条第1項の規定による指名停止措置を受けていない者であること。

(4) 本件調達の公告日から開札日（再度入札を行う場合にあっては、再度入札の開札日）までの間のいずれの日においても、会社更生法（平成14年法律第154号）の規定による更生手続開始の申立てが行われた者又は民事再生法（平成11年法律第225号）の規定による再生手続開始の申立てが行われた者でないこと。

(5) 本件公告に示した借入物品を納入期限までに納入場所に納入することができる者であって、当該物品の納入後、定期点検を借入期間内に確実に履行できること。

(6) 鳥取県と協力・連携体制及び個人情報保護のための体制を構築できる者であること。

3 契約担当部局

鳥取県福祉保健部・生活環境部衛生環境研究所

4 入札手続等

(1) 入札手続及び業務の仕様に関する問合せ先

〒682-0704 東伯郡湯梨浜町大字南谷526-1

鳥取県福祉保健部・生活環境部衛生環境研究所環境室

電話 0858-35-5414

電子メール eiseikenkyu@pref.tottori.lg.jp

(2) 競争入札参加資格者名簿への登録に関する問合せ先

〒680-8570 鳥取市東町一丁目220

鳥取県総務部総合事務センター物品契約課

電話 0857-26-7431

(3) 入札説明書等の交付方法

入札説明書は、令和7年6月27日（金）から同年7月18日（金）までの間にインターネットの鳥取県福祉保健部・生活環境部衛生環境研究所ホームページ（<https://www.pref.tottori.lg.jp/eiken/>）から入手すること。ただし、これにより難い者には、次により直接交付する。

ア 交付期間及び交付時間

令和7年6月27日（金）から同年7月18日（金）までの日（日曜日及び土曜日を除く。）の午前9時から午後5時までとする。ただし、交付期間最終日は正午までとする。

イ 交付場所

(1)に同じ。

(4) 郵便等による入札

可とする。ただし、書留郵便（親展と明記すること。）又は民間事業者による信書の送達に関する法律（平成14年法律第99号）第2条第6項に規定する一般信書便事業者若しくは同条第9項に規定する特定信書便事業者の提供する同条第2項に規定する信書便の役務のうち書留郵便に準ずるもの（親展と明記すること。以下「書留郵便に準ずる信書便」という。）により、(1)の場所に送付すること。

(5) 入札及び開札の日時及び場所

ア 日時

令和7年8月8日（金）午後2時即時開札。ただし、郵便等による入札書の受領期限は、同月7日（木）午後5時まで（必着）とする。

イ 場所

〒682-0704 東伯郡湯梨浜町大字南谷526-1

鳥取県福祉保健部・生活環境部衛生環境研究所テレメータ室

5 入札参加者に要求される事項

(1) 入札書は、件名及び入札者名を記入し、「入札書」と明記した封筒に入れ、密封して提出しなければならない。郵便等による入札の場合は、「第1回」、「第2回」及び「第3回」と明記した封筒にそれぞれ入札書を入れ、密封して提出すること。

なお、第2回目以降の入札書の送付がない場合は、当該再度入札は辞退したものとみなす。

また、回数が記載されていない場合は、1案件に対し入札書を2通以上提出した入札として無効とする。

(2) 本件入札に参加を希望する者は、2の入札参加資格に適合することを証明する書類を、4の(1)の場所に令和7年7月18日（金）正午までに持参又は郵便等により提出（ファクシミリ及び電子メールによる提出は不可とする。）し、2の入札参加資格の確認を受けなければならない。ただし、郵便等による場合は、書留郵便又は書留郵便に準ずる信書便によることとし、提出期限内に到着したものに限り受け付ける。

(3) 入札者は、(2)の書類に関して説明を求められた場合は、それに応じなければならない。

6 入札保証金及び契約保証金

(1) 入札保証金

本件入札に参加する者は、入札保証金として入札価格の100分の5以上の金額を鳥取県の指定する期日までに納付しなければならない。この場合において、鳥取県会計規則（昭和39年鳥取県規則第11号。以下「会計規則」という。）第124条において準用する会計規則第113条第1項に定める担保の提供をもって入札保証金の納付に代えることができる。

なお、鳥取県物品等又は特定役務の調達手続の特例を定める規則（平成7年鳥取県規則第106号。以下「調達手続特例規則」という。）第14条の規定により、入札保証金の全部又は一部を免除する場合がある。

(2) 契約保証金

落札者は、契約保証金として総賃借料の100分の10以上の金額を納付しなければならない。この場合において、会計規則第113条第1項に定める担保の提供をもって契約保証金の納付に代えることができる。

なお、調達手続特例規則第18条の規定により、契約保証金の全部又は一部を免除する場合がある。

7 その他

(1) 入札の無効

2の入札参加資格のない者のした入札、入札者に求められる義務を履行しなかった者のした入札、入札説明書に掲げる無効条件に該当する入札及び会計規則、この公告又は入札説明書に違反した入札は、無効とする。

(2) 契約書作成の要否

要

(3) 落札者の決定方法

本件公告に示した業務を遂行できると判断した入札者であつて、会計規則第127条の規定に基づいて作成された予定価格の範囲内で最低価格をもって有効な入札を行ったものを、落札者とする。

(4) 手続における交渉の有無

無

(5) 契約手続において使用する言語、通貨及び時刻

日本語、日本国通貨及び日本標準時

(6) その他

ア 詳細は、入札説明書による。

イ 契約書の作成に当たり、入札説明書の別添仕様書中の契約条項を契約書に記載した場合は、当該契約条項を仕様書から削除する。

ウ 仕様書中の契約条項を契約書に記載する場合において、契約書の様式に合わせるため、当該契約条項の趣旨を変えない範囲内で用語を変更するときがある。

8 Summary

(1) Nature and quantity of the products to be leased : borrowing and maintenance of Gas Chromatograph Mass Spectrometry System, 1 set

(2) July 18, 2025 noon: Time-limit for submission of documents for qualification confirmation

(3) August 8, 2025 2:00 PM: Time-limit for submission of tenders

(August 7, 2025 5:00 PM: Time-limit for submission of tenders by registered mail)

(4) Contact point for the notice : Laboratory of Environment, Tottori Prefectural Institute of Public Health and Environmental Science 526-1 Minamidani, Yurihama-cho, Tottori 682-0704 Japan

TEL : 0858-35-5414